

# いなべ市立小学校の適正規模及び 適正配置について（提言）

平成25年2月14日

いなべ市立小学校適正規模検討委員会

# 目次

はじめに	P 2
I いなべ市立小学校の現状	P 3
1 児童数の推移	
2 学校規模の標準	
II 学校規模と教育活動における課題	P 9
1 小規模校の特性	
2 適正規模化の必要性	
III 適正規模の基本的な考え方	P 13
1 適正規模の理念	
2 望ましい学級の人数	
3 望ましい学級数	
IV 適正配置を考える視点	P 15
V 「いなべの教育」の取り組み	P 16
1 「いなべの教育」の理念	
2 「いなべの教育」を取り巻く課題	
3 具体的な取り組みの状況	
VI いなべ市における適正規模・適正配置	P 17
VII 適正規模・適正配置にあたって配慮すべき事項	P 18
1 均等な教育	
2 通学区域の広域化への対応	
3 地域の理解と協力	
4 児童への配慮	
おわりに	P 19

## はじめに

学校は、知識や技能などの習得と併せて、子どもたちが集団の中で学習や生活をしながら、様々なことを学ぶ場であり、その経験を通して豊かな人間関係を築き、社会性を身につけていく場でもある。そのため学校は、適正規模を保つことが重要であるが、近年の少子化の進行により、学校の小規模化が進んでおり、将来的に教育環境への様々な課題が生じることが考えられる。

現在、いなべ市立小学校の児童数は、合併時の平成16年の2,922人から平成24年には2,563人に減少している。一方、学校数は現状を維持しており、全学年または学年によっては1学級編制の小規模な学校が増加をしたり、複式学級のある学校が生じている。

このような中、いなべ市立小学校適正規模検討委員会は、市内小学校に就学する児童にとって最も望ましい教育環境を整備すべく「いなべ市立小学校の適正な学校規模及び適正配置」について全市的な観点に立って検討を行うよういなべ市教育委員会から諮問を受けた。

本検討委員会では、各小学校から現況を聞き、将来における本市の人口推計や他自治体の先進事例等も参考にしながら、適正規模及び適正配置について慎重に検討を重ねた。検討にあたっては、本市の児童が確かな学力を身につけ、豊かな人間性と健やかな体の育成等の「生きる力」を育むことができる望ましい教育環境の実現と、今日まで培われてきた「いなべの教育」を推進することができる環境づくりを最優先課題とした。

ここに、その結果を提言する。

教育委員会におかれては、この提言を基に広く市民の理解を得ながら、次世代を担う子どもたちにより良い教育環境を提供するよう、きめ細やかな政策が実現されることを期待する。

いなべ市立小学校適正規模検討委員会  
会 長 丸 山 康 人

# I いなべ市立小学校の現状

## 1 児童数の推移

小学校の児童数は、いなべ市合併時の平成16年は2,922人であったが、少子化の進展により平成24年5月1日現在、2,563人まで減少している。この傾向は今後も続くと予想されており、少子化の影響による学校の小規模化が進むことにより、学校教育に及ぼす様々な影響が心配される。

### いなべ市立小学校の児童数及び学級数の推移

#### いなべ市立小学校 児童数の推移

平成24年5月1日現在

※児童数は、～H30:住民基本台帳による H31～:予測値

年度 学校名	H16	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34
阿下喜小学校	218	179	173	177	166	169	157	153	144	142	147	137	133
治田小学校	212	175	174	161	168	156	159	157	154	154	147	149	145
十社小学校	171	153	134	130	125	122	113	99	98	97	92	87	83
山郷小学校	322	285	288	279	265	275	271	268	265	267	270	256	257
<b>北勢中学校区計</b>	<b>923</b>	<b>792</b>	<b>769</b>	<b>747</b>	<b>724</b>	<b>722</b>	<b>700</b>	<b>677</b>	<b>661</b>	<b>660</b>	<b>656</b>	<b>629</b>	<b>618</b>
員弁西小学校	280	318	328	339	340	352	362	369	366	368	370	369	361
員弁東小学校	227	238	220	214	218	222	223	219	226	228	223	215	208
<b>員弁中学校区計</b>	<b>507</b>	<b>556</b>	<b>548</b>	<b>553</b>	<b>558</b>	<b>574</b>	<b>585</b>	<b>588</b>	<b>592</b>	<b>596</b>	<b>593</b>	<b>584</b>	<b>569</b>
笠間小学校	329	252	252	249	234	239	227	220	216	208	205	195	197
三里小学校	282	284	278	291	276	266	264	250	243	231	231	225	224
石樽小学校	318	280	278	273	298	300	317	334	346	354	344	348	337
丹生川小学校	137	105	107	102	98	105	98	102	99	94	94	93	91
<b>大安中学校区計</b>	<b>1066</b>	<b>921</b>	<b>915</b>	<b>915</b>	<b>906</b>	<b>910</b>	<b>906</b>	<b>906</b>	<b>904</b>	<b>887</b>	<b>874</b>	<b>861</b>	<b>849</b>
東藤原小学校	95	73	80	76	71	68	74	70	62	62	61	64	60
西藤原小学校	59	51	48	45	39	36	42	41	48	50	53	54	52
白瀬小学校	82	94	89	88	74	70	73	79	81	76	83	83	82
立田小学校	67	41	36	34	35	27	24	22	19	17	16	16	16
中里小学校	123	97	78	69	59	52	43	37	33	30	29	28	29
<b>藤原中学校区計</b>	<b>426</b>	<b>356</b>	<b>331</b>	<b>312</b>	<b>278</b>	<b>253</b>	<b>256</b>	<b>249</b>	<b>243</b>	<b>235</b>	<b>242</b>	<b>245</b>	<b>239</b>
<b>小学校合計</b>	<b>2922</b>	<b>2625</b>	<b>2563</b>	<b>2527</b>	<b>2466</b>	<b>2459</b>	<b>2447</b>	<b>2420</b>	<b>2400</b>	<b>2378</b>	<b>2365</b>	<b>2319</b>	<b>2275</b>

※ ・平成24年度は小学校全体児童数が前年比で62人減となっている。

・平成29年度(5年後)は143人の減、平成34年(10年後)は288人の減と推測される。

いなべ市立小学校 学級数の推移（標準学級）

平成24年5月1日現在

※ 学級数については「標準学級数」（40人、小1・35人）編成とする

年度 学校名	H16	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34
	普通 特支	普通 特支	普通 特支	普通 特支	普通 特支	普通 特支	普通 特支	普通 特支	普通 特支	普通 特支	普通 特支	普通 特支	普通 特支
阿下喜小学校	8 2	6 2	6 2	6 2	6 2	6 2	6 2	6 1	6 0	6 0	6 0	6 0	6 0
治田小学校	7 1	6 2	6 1	6 1	6 1	6 1	6 0	6 0	6 0	6 0	6 0	6 0	6 0
十社小学校	6 2	6 2	6 2	6 1	6 0	6 0	6 0	6 0	6 0	6 0	6 0	6 0	6 0
山郷小学校	12 2	11 2	12 2	12 2	12 1	12 1	12 0	11 0	10 0	10 0	10 0	10 0	11 0
<b>北勢中学校区計</b>	<b>33 7</b>	<b>29 8</b>	<b>30 7</b>	<b>30 6</b>	<b>30 4</b>	<b>30 4</b>	<b>30 2</b>	<b>29 1</b>	<b>28 0</b>	<b>28 0</b>	<b>28 0</b>	<b>28 0</b>	<b>29 0</b>
員弁西小学校	11 1	12 2	12 2	12 2	12 2	12 2	12 1	12 1	12 0	12 0	12 0	12 0	12 0
員弁東小学校	9 1	8 2	7 2	7 2	7 2	8 2	9 2	8 2	8 0	9 0	8 0	6 0	6 0
<b>員弁中学校区計</b>	<b>20 2</b>	<b>20 4</b>	<b>19 4</b>	<b>19 4</b>	<b>19 4</b>	<b>20 4</b>	<b>21 3</b>	<b>20 3</b>	<b>20 0</b>	<b>21 0</b>	<b>20 0</b>	<b>18 0</b>	<b>18 0</b>
笠間小学校	12 1	10 1	9 1	8 1	8 1	8 1	8 0	8 0	9 0	8 0	7 0	6 0	6 0
三里小学校	11 2	10 2	10 2	11 2	11 2	10 1	11 1	10 1	8 0	8 0	9 0	8 0	7 0
石樽小学校	12 2	10 2	11 2	11 2	11 2	11 2	11 2	11 0	12 0	12 0	12 0	12 0	12 0
丹生川小学校	6 1	6 2	6 2	6 2	6 2	6 1	6 1	6 1	6 0	6 0	6 0	6 0	6 0
<b>大安中学校区計</b>	<b>41 6</b>	<b>36 7</b>	<b>36 7</b>	<b>36 7</b>	<b>36 7</b>	<b>35 5</b>	<b>36 4</b>	<b>35 2</b>	<b>35 0</b>	<b>34 0</b>	<b>34 0</b>	<b>32 0</b>	<b>31 0</b>
東藤原小学校	6 0	6 1	6 1	6 1	6 1	6 1	6 1	6 1	6 0	6 0	5 0	5 0	5 0
西藤原小学校	6 1	4 1	5 1	4 1	4 1	4 1	4 1	4 0	5 0	5 0	6 0	5 0	5 0
白瀬小学校	6 2	6 0	6 0	6 0	6 0	6 0	6 0	6 0	6 0	6 0	6 0	6 0	6 0
立田小学校	6 1	4 1	4 1	4 1	4 1	3 1	3 0	3 0	3 0	3 0	3 0	3 0	3 0
中里小学校	6 0	6 1	6 1	6 1	6 0	5 0	5 0	4 0	3 0	4 0	4 0	4 0	4 0
<b>藤原中学校区計</b>	<b>30 4</b>	<b>26 4</b>	<b>27 4</b>	<b>26 4</b>	<b>26 3</b>	<b>24 3</b>	<b>24 2</b>	<b>23 1</b>	<b>23 0</b>	<b>24 0</b>	<b>24 0</b>	<b>23 0</b>	<b>23 0</b>
<b>小学校合計</b>	<b>124 19</b>	<b>111 23</b>	<b>112 22</b>	<b>111 21</b>	<b>111 18</b>	<b>109 16</b>	<b>111 11</b>	<b>107 7</b>	<b>106 0</b>	<b>107 0</b>	<b>106 0</b>	<b>101 0</b>	<b>101 0</b>

※ 平成24年度は2小学校が複式学級となっている。5年後の平成29年度は3小学校、10年後の平成34年度は4小学校が複式学級を有する学校となる見込みである。

【学校別・学級人数別普通学級数】(平成24年度)

※学級については「標準学級」(40人、小1・35人)編制とする ※「児童数」は1学級当たりの児童数

学校名 児童数	阿 下 喜	治 田	十 社	山 郷	員 弁 西	員 弁 東	笠 間	三 里	石 樽	丹 生 川	東 藤 原	西 藤 原	白 瀬	立 田	中 里	合 計
1～5												1		2		3
6～10										1	2	2	2	1	2	10
11～15			1							1	2	1	1		3	9
16～20		2	1	1		1	2	1		2	2	1	3	1	1	18
21～25	1	2	3	9	4	2	3	4	9	2						39
26～30	4	1		2	7		1	3	1							19
31～35	1	1	1		1				1							5
36～40						4	3	2								9
合計	6	6	6	12	12	7	9	10	11	6	6	5	6	4	6	112
内複式学級												1		2		3

※・20人以下の学級は市内全体で40学級、35.7%である。また、21人～30人は58学級で51.8%、

31人～40人は14学級で12.5%である。

・東藤原、西藤原、白瀬、立田、中里の5校は、全ての学年で20人以下の学級規模である。

【学校別・学級人数別普通学級数】(H29年度見込み)

※学級については「標準学級」(40人、小1・35人)編制とする ※「児童数」は1学級当たりの児童数

学校名 児童数	阿 下 喜	治 田	十 社	山 郷	員 弁 西	員 弁 東	笠 間	三 里	石 樽	丹 生 川	東 藤 原	西 藤 原	白 瀬	立 田	中 里	合 計
1～5														1		1
6～10											2	1	1	2	3	9
11～15			1							3	4	3	4		1	16
16～20	1	1	5	4				3		2			1			17
21～25	2	1		5		5	4	3	3	1						24
26～30	2	3		2	6		2	2	1							18
31～35	1	1			6	1			7							16
36～40						2	2	2								6
合計	6	6	6	11	12	8	8	10	11	6	6	4	6	3	4	107
内複式学級												2		3	2	7

※・児童数は住民基本台帳による見込み数で算出している。

・20人以下の学級は市内全体で43学級、40.2%である。また、21人～30人は42学級で39.3%、

31人～40人は22学級で20.5%である。

・十社、東藤原、西藤原、白瀬、立田、中里の6校は、全ての学年で20人以下の学級規模となる

見込みである。

【学校別・学級人数別普通学級数】(H34年度見込み)

※学級については「標準学級」(40人、小1・35人)編制とする ※「児童数」は1学級当たりの児童数

学校名 児童数	阿 下 喜	治 田	十 社	山 郷	員 弁 西	員 弁 東	笠 間	三 里	石 樽	丹 生 川	東 藤 原	西 藤 原	白 瀬	立 田	中 里	合 計
1~5														1	2	3
6~10			1								2	3		2	2	10
11~15			3							3	2	1	6			15
16~20	2		2	2				1		3	1	1				12
21~25	4	4		8				1	2							19
26~30		2			9		2		8							21
31~35					3	4	2	2	2							13
36~40				1		2	2	3								8
合計	6	6	6	11	12	6	6	7	12	6	5	5	6	3	4	101
内複式学級											1	1		3	2	7

※・児童数は10年推計調査による予測値で算出している。

- ・20人以下の学級は市内全体で40学級、39.6%である。また、21人～30人は40学級で39.6%、31人～40人は21学級で20.8%である。
- ・十社、丹生川、東藤原、西藤原、白瀬、立田、中里の7校は、全ての学年で20人以下の学級規模となる見込みである。

## 2 学校規模の標準

学校規模については、小学校は学校教育法施行規則第 41 条において、「小学校の学級数は、12 学級以上 18 学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。」とされている。

### 法令等から見た適正規模について ※学級数は普通学級数

#### (1) 学校教育法施行規則（昭和 22 年 5 月 23 日 文部省令第 11 号）

第 41 条 小学校の学級数は、12 学級以上 18 学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。  
 ※同条の規定は、第 79 条で中学校に準用。

#### (2) 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担に関する法律施行令【適正な学校規模の条件】

(昭和 33 年 6 月 27 日 政令第 189 号)

第 4 条 法第 3 条第 1 項第 4 号の適正な規模の条件は、次の各号に掲げるものとする。  
 (1) 学級数がおおむね 12 学級から 18 学級までであること。  
 (2) 通学距離が、小学校にあってはおおむね 4 km 以内、中学校にあってはおおむね 6 km 以内であること。  
 2 5 学級以下の学級数の学校と前項第 1 号に規定する学級数の学校とを統合する場合には、同項同号中「18 学級」とあるのは、「24 学級」とする。

#### (3) 学級数による学校規模の分類（「公立小中学校の国庫負担事業認定申請の手引き等から引用」）

学校規模の分類	過小規模校	小規模校	適正規模校	大規模校	過大規模校
学級数	小学校 1～5 中学校 1～2	小学校 6～11 中学校 3～11	12～18 ※統合の場合は 19～24	19～30	31 学級 以上

### ※複式校（極小規模校）

- ・小学校：二つの学年を合わせて 16 人以下の複式学級で構成される 3 学級以下の学校
- ・中学校：二つの学年を合わせて 8 人以下の学級と他の学年を合わせて 2 学級以下の学校

#### (4) 学級編制の標準（「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和 33 年 5 月 1 日 法律第 116 号）から引用

学級編制の区分	1 学級の児童又は生徒数	
	小学校	中学校
同学年の児童生徒で編制する学級	40 人 ※第 1 学年は 35 人	40 人
二の学年の児童生徒で編制する学級	16 人 ※第 1 学年の児童を 含む学級は 8 人	8 人
学校教育法第 81 条に規定する特別支援学級	8 人	8 人



いなべ市立小学校の学校規模の推移

【各年度の5月1日現在】  
( )内は普通学級数

学校規模分類	極小規模校	過小規模校	小規模校	適正規模校	大規模校	過大規模校
学 級 数	二つの学年を合わせて16人以下の複式学級で構成される3学級以下の学校	小学校1～5	小学校6～11	12～18 ※統合の場合は19～24	19～30	31学級以上
平成24年度		・西藤原(5) ※1複式 ・立田(4) ※2複式	・阿下喜(6) ・治田(6) ・十社(6) ・員弁東(7) ・笠間(9) ・三里(10) ・石樽(11) ・丹生川(6) ・東藤原(6) ・白瀬(6) ・中里(6)	・山郷(12) ・員弁西(12)		
平成29年度	・立田(3) ※3複式	・西藤原(4) ※2複式 ・中里(4) ※2複式	・阿下喜(6) ・治田(6) ・十社(6) ・山郷(11) ・員弁東(8) ・笠間(8) ・三里(10) ・石樽(11) ・丹生川(6) ・東藤原(6) ・白瀬(6)	・員弁西(12)		
平成34年度	・立田(3) ※3複式	・東藤原(5) ※1複式 ・西藤原(5) ※1複式 ・中里(4) ※2複式	・阿下喜(6) ・治田(6) ・十社(6) ・山郷(11) ・員弁東(6) ・笠間(6) ・三里(7) ・丹生川(6) ・白瀬(6)	・員弁西(12) ・石樽(12)		

※・学級数については、「標準学級数」(40人、小1は35人)編制とする。

・平成29年度、平成34年度は児童数の予測推移によって分類している。

## II 学校規模と教育活動における課題

### 1 小規模校の特性

学校規模については、その規模の大・小によって考えられる特徴を多様な角度から検討し、児童にとって十分な教育効果が得られるように配慮する必要がある。いなべ市立小学校適正規模検討委員会（以下「検討委員会」という。）では、学年が1学級の小規模校の良さとして、「児童生徒によく目が行き届く、きめ細やかな指導が行いやすい」などの意見が出された反面、「友人関係が固定化される、学級内での序列の固定化を招く、仮にいじめにあった時に新しい友人関係に救いを求めることが難しい」など、人間関係を心配する意見が出された。

また、小規模校の中には、1学級が40人に近い過密学級の児童を指導するにあたって、教科によって十分な指導ができないといった意見や、複式学級がある過小規模校では、二つの学年で活動する学校活動は支障をきたすとの意見も出された。

小規模校が学校の教育活動に与える影響について、その特徴をまとめると次の表のように考えられる。

少人数学級の特徴について

	長所と考えられる点	短所と考えられる点
児童	<b>【学習】</b> ○一人ひとりが自分自身の考えを発表する機会が多くなるため、発言力がつく。 ○少人数を活かしたきめ細かな指導により、一人ひとりの特性に応じた指導を受けることができる。	<b>【学習】</b> ●多様な見方・考え方による意見交流が少なく、論議に広がり、深まりを作り出すことが難しい。 ●発言力が強い一部の児童の言動に他の児童の考えが左右されやすい。
	<b>【生活】</b> ○入学時（入学前）から固定化した子ども集団の中で関わりながら成長するため、子ども同士の関係は密になる。 ○縦割り活動などを通して、異年齢集団でのつながりが強まる。 ○一人ひとりが様々な役割を担う機会が多く、様々な経験をすることができる。 ○全ての子どもが、主体的に学校行事に参加できる。	<b>【生活】</b> ●友人関係の固定化や序列化を招く恐れがある。 ●集団の中で培われる力（社会性・協調性・規範意識等）が育み難い。 ●新たな人間関係を構築する経験ができない。 ●少人数の中でお互いの気持ちを察し合い、気遣い合いながら生活することが多く、自分の意見を強く主張する機会が少ない。
	<b>【その他】</b> ○自然の中で伸び伸びと生活できる。	<b>【その他】</b> ●男女の人数比に偏りが生じる場合がある。 ●集団による遊び・ゲーム・スポーツができない。

教 職 員 ・ 学 校	<p><b>【学習】</b></p> <p>○少人数の子どもを対象に授業・活動を行うため、余裕をもって指導にあたることができる。</p> <p>○個々の状況に応じて、きめ細かな学習指導、生活指導が行える。</p>	<p><b>【学習】</b></p> <p>●子どもの数が少ないため、指導できない教科内容・活動内容がある。※国語科（話し合い活動）、体育科（球技）、音楽（合唱・合奏）、特別活動（演劇・クラブ活動）等。</p> <p>●指導方法等を学年ごとの職員集団で協議・検討する機会が少ない。</p> <p>●授業展開が単調になりがちである。</p> <p>●新任教職員の育成が困難である。</p>
	<p><b>【生活】</b></p> <p>○一人ひとりに目が行き届き、深く子どもを理解することができる。</p> <p>○ノート指導、採点等の事務処理量が少なく、子どもと向き合う時間が多く保てる。</p>	<p><b>【生活】</b></p> <p>●教職員の目が届きすぎるため、児童に対して過干渉になる場合がある。</p> <p>●集団登校が組みにくい。</p>
	<p><b>【その他】</b></p> <p>○全教職員で全ての子どもを見ていくことができる。</p> <p>○家族的・親和的な職員関係ができる。</p>	<p><b>【その他】</b></p> <p>●教職員数が少ないため、職員の出張が重なると指導者が不在となる。</p>
保 護 者 ・ 他	<p>○学校・保護者・地域住民の関係が密接であり、学校教育活動への理解が高い。</p> <p>○防犯・防災上、地域住民と連携した取り組みができる。</p> <p>○学校が地域の拠点となる。</p> <p>○保護者同士も学年を越えた関係を築くことができる。</p>	<p>●PTA 役員等になる回数が多く、PTA 会員としての負担が大きい。</p> <p>●生徒数の多い中学校等へ進学した際、集団の中でうまく関わられるのか不安がある。</p>

※15人以下の学級を有する学校から聞き取りを行った。

過密学級の特徴について

	長所と考えられる点	短所と考えられる点
児童	<b>【学習】</b> ○競い合う環境の中で、切磋琢磨できる。	<b>【学習】</b> ●一人で落ち着いて考える場所がない。 ●要支援の必要な子どもにとって、過密学級の中で協調しながら活動することに困難さがある。
	<b>【生活】</b> ○集団生活・集団活動の中で必要なルール（規範）を意識することができる。 ○多様な個性・考え方・関わり方に触れ合うことができ、自分自身の生き方を見つめ直すことができる。 ○多くの友達との関わりを通して、自分自身と気のある友達を見つけることができる。	<b>【生活】</b> ●一人ひとりに任される役割・仕事が量的に少なくなる。 ●自分自身の思い・考えがしっかりと主張できないと、集団に流されてしまう。 ●全ての子どもとの意思疎通が充分できない。
	<b>【その他】</b> ○活動的である。（活発・躍動的）	<b>【その他】</b> ◎教室が狭くなる。 （学校により、ワークスペースがない・給食配膳がやりにくい等、施設上の問題がある。）
教職員・学校	<b>【学習】</b> ○興味・関心を活かしたグループ別活動（課題別活動）を計画することができる。 ○多様な見方・考え方を活かした学級経営・学習指導ができる。	<b>【学習】</b> ●全ての子どもに十分な発表の機会を与えるためには、多くの時間と工夫が必要である。 ●学習の理解度・習熟度が異なる全ての子どもの学力を向上させるためには、一斉指導・個別指導・家庭学習等、様々な工夫と努力、そして多くの時間が必要である。 ●一人ひとりにていねいな個別指導をする時間的な余裕はない。 ●採点・ノート指導等の事務量が増え、子どもと向き合う時間が減少する。
	<b>【生活】</b> ○学級経営において、子ども同士の関係を考慮したグループ分けやペアづくりができる。	<b>【生活】</b> ●一人ひとりを深く理解・把握するためには多くの時間が必要である。
保護者他	○保護者同士の関わりを通して、様々な子育て・家庭教育に触れることができる。	●保護者全員の意見を統一することは難しい。 ●過密学級という教育環境に対する不安・不満がある。 ●授業参観において保護者が入室する十分なスペースがない。

※1学級30人を超える学級を有する学校から聞き取りを行った。

## 2 適正規模化の必要性

学校教育に求められているのは、基礎的・基本的な内容を確実に身につけさせ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断・行動し、より良く問題を解決する資質や能力、自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力などの「生きる力」を育むことである。これらの「生きる力」を育むには、一定規模の集団の中で教育活動を行うことが有効であると考えられる。

検討委員会では、次のような観点から適正な学校規模の必要性をまとめた。

- 児童は、集団生活の中で多様な価値観を持つ仲間と交流し、豊かな人間関係を築きながら主体性や社会性を身につけていくことが必要である。そのためには、集団が一定の大きさの規模を持つことが望ましい。
- クラス替えは、新たな人間関係の中で集団づくりを体験させ、自分自身を再発見するとともに、個性を伸ばす機会となる。このため、各学年に複数の学級数を確保することが望ましい。
- 個に応じたきめ細やかな指導をする少人数学習や習熟の程度に応じた学習など、表現力、思考力、判断力を養う多様な学習形態を取り入れた教育を可能にするためには、ある程度の学校規模が必要である。
- 同学年の担任が複数確保され、互いに研究・協議を行いながら指導の充実を図ることが望ましい。また、教職員の年齢構成や男女比などバランス良く配置し、円滑な学校運営を行うには、ある程度の学校規模が必要である。

### Ⅲ 適正規模の基本的な考え方

#### 1 適正規模の理念

学校の適正規模は、次代を担う子どもたちに最良の教育環境・教育条件を整備することを基本に考えることが重要である。また、いなべ市のめざす子ども像である、「心豊かでたくましい子どもたち」の育成をめざし、子どもがかがやき学びあう学校づくりを行うためにも考えなければならない。

#### 2 望ましい学級の人数

1学級の児童数については、関係省令において、法令に特別の定めがある場合を除き、40人以下とし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りではないとされている。

教職員がすべての子どもに対してきめ細やかな指導を行いやすくするために、学級の人数を少なくすることは大切なことである。しかし、必要以上に少なくなると、学級内で切磋琢磨する機会も少なくなることから、ある程度の人数を確保する必要がある。本検討委員会では、次のような理由で、1学級の最小限の児童数は21～25人程度が望ましいという結論に至った。

- 多様な意見を出し合い、考えを深め合う学習活動の展開がより期待できる。
- 学級における班活動や児童会活動、特別活動など、様々な場面での活動を通して、子どもの人間関係がより深まることが期待できる。
- 体育でのゲームや球技、音楽の合唱や合奏の学習を円滑に行うことが期待できる。

#### 【望ましい1学級あたりの児童数】

小学校の1学級の最小限の児童数は、21人～25人程度が望ましく、成長段階に応じて柔軟に対応する。

#### 3 望ましい学級数

小学校の学級数については、学校教育法施行規則において、「小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。」とされている。

学校は、知識や技能などの習得と併せて、子どもたちが集団の中で学習や生活をしながら、様々なことを学ぶ場であり、その経験を通して豊かな人間関係を築き、社会性を身につけていく場でもあることから、本検討委員会では次のような理由で、小学校の学級数は、各学年2～3学級が望ましいという結論に至った。

- 人間関係に配慮した学級編制ができやすく、習熟の程度に応じた学習等、多様な学習や活動を行うためには、小学校では各学年2学級以上が望ましい。
- 同学年の教職員で、学習指導等についての相談・研究・協力などの機会を設定しやすくするための十分な教職員数を確保することが必要である。
- 学校行事や諸活動で集団の力が発揮され、学校の活性化を図ることができるようにするには、学年複数学級が望ましい。

**【望ましい学級数】**

小学校の学級数は、12～18 学級が望ましい（各学年2～3 学級）

## IV 適正配置を考える視点

検討委員会では、まず何よりも「子どもたちに質の高い教育を提供すること」を最優先として議論を進めていくこと、また、これまでのいなべ市の学校や保護者、地域が担い、脈々と受け継いできた「学校づくりは地域づくりである」という理念を大切にして検討を重ねてきた。このことを十分に踏まえながら、適正配置を考える視点として、「複式学級の解消」「均等な教育」「適切な通学区域」「望ましい通学距離」「学校と地域との関係への配慮」の5つの視点を設けて論点を整理し、適正配置の方向性をまとめた。

### (1) 複式学級の解消

二つの学年を合わせて16人以下で編制される複式学級がある過小規模校は、学校での活動に支障がある。

### (2) 均等な教育

児童は、市内どの地域に居住していても、均等な教育を受けることができるよう、その教育環境を整えることが望まれる。したがって、学校規模、通学距離等において地域によって著しい格差が生じることのないようにすることが求められる。

### (3) 適切な通学区域

適正配置によって広範な校区になりすぎないように注意するとともに、統合や通学区域の変更に伴う新たな通学路の設定にあたっては、安全上の検証を行い、必要に応じて安全対策をとる必要がある。また、通学距離や通学時間が長くなることによる児童の心身への負担や通学手段等についても検討する必要がある。

### (4) 望ましい通学距離

児童の通学の負担や学校での活動時間、登下校での安全性等を考慮すると、児童の居住地からおおむね4 km以内に小学校を配置することが望ましい。また、やむを得ずそれ以上の通学距離となる場合は、公共交通機関やスクールバス等の通学手段を確保するなどして、児童の登下校における負担軽減と安全性の確保を図る必要がある。

### (5) 学校と地域との関係への配慮

学校は、文化面、防災面あるいは住民の諸活動において地域の拠点となっている施設でもある。また、学校は保護者や地域と密接な連携を保つことが不可欠であることから、各地域コミュニティと良好な関係を構築できるよう配慮する必要がある。



## V 「いなべの教育」の取り組み

### 1 「いなべの教育」の理念

小中学校ですすめている「いなべの教育」は、「目の前の子どもの姿を出発点とした教育実践」、「児童生徒一人ひとりを大切にしたい授業づくりや生活づくり、集団づくり」、「地域に根ざした、地域とともにある特色ある教育活動」、「自由で、自主的で、創造的な実践を、学校教職員全員で取り組む学校体制」である。

### 2 「いなべの教育」を取り巻く課題

近年の社会情勢によって、地域社会や家庭が変化する中で、子どもの教育に関わった課題にも対応が必要となっている。

- 多様化する子どもの姿の把握と対応（一人ひとりを大切にする教育の推進）
- 家庭、地域の教育力の向上
- 教職員の資質・指導力の向上及び学校力（組織力）の向上
- 児童生徒の自治能力の育成

このため、学校では、校長のリーダーシップのもと、全教職員で教育を進める「学校力」を高めること、家庭・地域との連携、関係機関との連携をこれまで以上に進めることにより、「いなべの教育」を推進していくことが重要である。

### 3 具体的な取り組みの状況

現在、いなべ市では小中学校の教職員の指導力をさらに高めるための研修事業、個々の児童生徒に応じた特別支援教育の充実、学力向上の取組みである学力調査（NRT）、学級満足度調査（Q-U）による課題の解決、総合学習の授業による子どもたちの主体的な学ぶ力の育成などにより豊かに生きる力を育てている。

例えば、小学校では、日常の授業のほか、地域との関わりやいなべ市の人、自然、歴史、文化を題材にした特色ある総合学習により郷土を知り、地域住民との活動を通じて学んでいる。

また、中学校区では小学校と中学校が連携・協働して、子どもの生活づくりや生徒指導だけでなく、学習づくりや授業づくりも含めた連携・協働が、継続・発展できるように、「保育所・小学校・中学校による学びのリレーによる学力向上を目指した中学校区研修」、「集団づくり、授業づくりの課題に向けた方向性の確認」、「継続的な中学校区内の各学校の取り組み状況の把握と改善」などを進めている。

しかし、児童数の減少により、各種調査（Q-U 調査、NRT など）の学校や学級単位の客観的なデータが得にくくなったり、本来豊かな教育を成り立たせるための多様な人との関わりや意見の交流、多様な経験が保障しにくくなったりする状況が報告され、今後の取り組みが危惧されている。

## VI いなべ市における適正規模・適正配置

児童が集団生活の中で多様な価値観を持つ仲間と交流し、豊かな人間関係を築きながら主体性や社会性を身につけていくためには、学校はある一定の規模で運営されていくことが必要である。

平成 24 年度において、市内の小学校には複式学級のある過小規模校は 2 校（西藤原小、立田小）あり、全学年 1 学級で 20 人以下の児童数である小規模校は 3 校（東藤原小、白瀬小、中里小）である。

5 年後の平成 29 年度には、複式学級のある極小規模校は 1 校（立田小）過小規模校は 2 校（西藤原小、中里小）となり、全学年 1 学級で 20 人以下の児童数である小規模校は 3 校（十社小、東藤原小、白瀬小）となると予測される。

10 年後の平成 34 年度には、複式学級のある極小規模校は 1 校（立田小）過小規模校は 3 校（東藤原小、西藤原小、中里小）となり、全学年 1 学級で 20 人以下の児童数である小規模校は 3 校（十社小、丹生川小、白瀬小）と予測される。

また、1 学級で 30 人を超える学級は、平成 24 年度においては 8 校 14 学級、平成 29 年度には 7 校 22 学級、平成 34 年度には 6 校 11 学級と予測される。

このため、いなべ市の児童により良い教育環境・教育条件を整備していくため、早急に適正規模・適正配置の見直しが必要である。この場合、現在の小学校が旧町の中学校を中心に位置していること、いままで育んできた教育の繋がりも小学校と中学校の連携が「いなべの教育」の原点であることから、中学校区を越えての配置はしないことが望ましい。

### （1）複式学級の解消

複式学級のある小学校（近い将来に生ずることが予測される小学校を含む）は、その解消を最優先とし、中学校区内での統合を早急に進めるべきである。

### （2）小規模校の解消

全学年が 1 学級で 20 人以下の児童数である小学校は、中学校区を変更せずに、他の小学校との統合により適正規模・適正配置を進めるべきである。

### （3）過密学級への対応

1 学級で 30 人を超える学級は、教科によっては少人数によるきめ細かな学習ができる体制づくりに努めるべきである。

## VII 適正規模・適正配置にあたって配慮すべき事項

適正規模・適正配置にあたっては、それぞれの地域の実情を踏まえるとともに、以下の点について考慮することが必要である。

### 1 均等な教育

中学校区内の小学校では、相互に授業スタイルを共有するなど、均等な教育を受けることができるように連携・協力を進める必要がある。

### 2 通学区域の広域化への対応

適正規模・適正配置により、通学区域が広がることが予想されるため、通学距離や通学時間が児童の心身に与える負担や教育活動への影響、また、通学路の変更による通学上の安全対策、遠距離通学に対応するスクールバスの運行などに配慮する必要がある。

### 3 地域の理解と協力

小学校は義務教育のための施設であるから、適正規模・適正配置を考えていく上で、子どもの学習の場としての機能を高めていくという教育的見地で考えていかなければならない。

一方、学校は地域の身近な公共施設として、災害時には地域住民の避難所になるとともに、生涯学習やコミュニティ活動等を支援する場としての役割を担うなど、防災・地域文化等の中核施設となっている。したがって、統合によって廃校となる学校の建物や敷地については、市民のニーズ等も踏まえ、幅広い視点から有効活用を検討するなどの学校の持つ公共性や地域性を考慮し、児童の保護者をはじめ地域住民の理解と協力を得るように努める必要がある。

### 4 児童への配慮

適正規模・適正配置により、児童はそれまでの人間関係に加えて新たな教職員や友人などとの関係づくりに取り組むことになる。新しい学校生活に対応していけるよう、児童の様子に十分気を配り、きめ細やかな指導に努めていく必要がある。

おわりに

いなべ市では、児童数の大幅な減少によって複式学級の編制がある小学校や、学年が1学級編制の小規模な小学校が増加し、児童の教育環境に不均衡を生じさせるとともに、教育効果への影響も懸念されている。本検討委員会では、それらがもたらす児童への影響を教育上の観点から捉え、国の標準や他自治体の例を参考にしながら、良好な教育環境を築くため小学校の適正規模及び適正配置について検討を重ねてきた。

国の法律等に示されている学校規模は標準であり、一律にこの条件を当てはめて学校の適正規模及び適正配置を判断できるものではないと考える。また、それぞれの小学校には、歴史的な経緯や地域とのつながりがあり、地理的条件等も異なっている。さらに、「いなべの教育」の理念や伝統を踏まえ、現在の課題に向けて実践されている取り組みを今後も継続発展させていくことも重要である。このため、本検討委員会としてはこれらの要因に鑑み、適正規模及び適正配置のための基本的な考え方や教育環境の改善のために取り組むべき、望ましい方向性を提言として取りまとめた。

この提言の具体化に当たり、いなべ市教育委員会に対しては、いなべ市が将来に向けて進めているまちづくりとの整合を図り、保護者や地域住民等の理解を得た上で、提言の円滑な実現に向け努力されるよう望むものである。

最後に、この提言によって、いなべ市立小学校の教育環境がより整備され、いなべ市の小学校教育が充実し、心身ともに健やかな児童の育成が図られることを期待してやまない。